

福 祉



ノルディックウォーキング

福 祉

1 生 活 保 護

(1) 生活保護状況

年度	区分 全市人口	月平均保護		保護率	月平均保護費	
		実世帯	実人数		支払額	一世帯当たり支給額
	人		人	‰	円	円
22	122,741	934	1,153	9.4	181,302,563	194,114
23	121,784	988	1,225	10.1	185,853,082	188,110
24	121,281	1,035	1,286	10.6	194,514,411	187,937
25	120,749	1,043	1,291	10.7	192,033,199	184,116
26	119,945	1,040	1,264	10.6	187,722,725	180,503
27	119,101	1,028	1,247	10.5	141,537,466	137,682

注：‰は千分比、全市人口は社会福祉統計に用いる人口

(2) 生活保護費支出状況

年度	区分	25				26				27			
		延人員		金額		延人員		金額		延人員		金額	
		人	%	円	%	人	%	円	%	人	%	円	%
扶 助 費	生活扶助	13,552	31.31	625,460,478	27.14	13,237	31.88	631,326,845	28.00	13,261	31.15	608,427,141	35.82
	住宅扶助	11,446	26.43	197,428,823	8.57	11,281	27.17	200,854,319	8.91	11,247	26.42	203,934,184	12.01
	教育扶助	484	1.11	5,086,749	0.22	454	1.09	4,756,748	0.21	491	1.15	5,200,447	0.31
	介護扶助	3,153	7.29	73,575,293	3.19	2,969	7.15	69,119,626	3.07	3,224	7.57	70,506,687	4.15
	医療扶助	14,371	33.19	1,366,281,759	59.29	13,261	31.93	1,309,307,440	58.07	14,035	32.97	775,892,439	45.68
	出産扶助	4	0.01	1,675,600	0.07	2	0.01	753,476	0.03	2	0.01	739,640	0.05
	生業扶助	68	0.17	1,955,882	0.09	88	0.21	1,389,289	0.07	99	0.23	1,467,979	0.09
	葬祭扶助	15	0.01	1,548,815	0.07	13	0.03	1,145,450	0.05	16	0.04	1,721,662	0.10
	就労自立 給付金	—	—	—	—	—	—	—	—	2	0.01	115,798	0.00
	小計	43,093	99.52	2,273,013,399	98.64	41,305	99.47	2,218,653,193	98.41	42,377	99.55	1,668,005,977	98.21
	施設事務費	208	0.48	31,384,990	1.36	222	0.53	35,908,174	1.59	192	0.45	30,443,625	1.79
	合計	43,301	100.00	2,304,398,389	100.00	41,527	100.00	2,254,561,367	100.00	42,569	100.00	1,698,449,602	100.00

2 高齢者福祉

(1) 高齢者人口

(28. 4. 1 住民基本台帳)

年	区分	総人口	65歳以上	年齢階層別人口				老人人口
				65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	構成比
		人	人	人	人	人	人	%
24		124,438	33,481	8,064	7,671	6,852	10,894	26.91
25		124,388	34,729	8,922	7,671	6,794	11,342	27.92
26		123,696	35,904	9,746	7,903	6,661	11,594	29.03
27		122,751	36,747	10,318	8,011	6,707	11,711	29.94
28		121,966	37,396	11,020	7,668	6,693	12,015	30.66

(2) 介護保険事業

ア 見込み量(新居浜市高齢者福祉計画2015による)

(ア) 要介護(要支援)認定者の推計数

(単位：人)

年度	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
27		1,110	1,085	1,640	1,424	1,029	1,043	950	8,279
28		1,170	1,144	1,691	1,476	1,084	1,059	914	8,536
29		1,233	1,196	1,742	1,531	1,118	1,073	907	8,801

※端数処理の関係で、一部合計が一致していない。

イ 要介護認定

(H28. 3月末現在) 認定者数 7,992人

(内訳)

(単位：人)

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1,142	1,023	1,627	1,370	1,018	1,029	783

ウ 介護給付費の推移

(単位：千円)

区分	年	22	23	24	25	26	27
介護サービス等諸費		9,412,408	10,068,403	10,555,662	10,743,768	10,936,324	10,763,093
介護予防(支援)サービス等諸費		442,348	434,002	526,654	578,227	627,606	618,647
高額介護サービス等費		250,697	235,502	273,804	292,237	297,889	303,638
審査支払手数料		15,736	16,528	15,530	15,900	16,106	16,208
特定入所者介護サービス費		333,454	376,473	479,649	500,393	514,577	496,160
特定入所者介護予防サービス費		0	110	177	303	465	458
計 (介護給付費)		10,454,643	11,131,018	11,851,476	12,130,828	12,392,967	12,198,204

エ 第1号被保険者(65歳以上)保険料

国の特別対策により平成12年4月から半年間は保険料を徴収せず、その後1年間についても保険料を半額とした。また、3年に一度の介護保険事業計画の見直しに伴い、平成15年度・平成18年度・平成21年度・平成24年度及び平成27年度に、介護保険料額が改定された。

(年額・単位：円)

保 険 料 段 階		平成27～29年度
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税又は世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	33,700
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円超かつ120万円以下	56,200
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税者で上記2段階以外	56,200
第4段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下	63,700
第5段階	世帯内には市町村民税課税者がいるが本人は市町村民税非課税で上記第4段階以外	75,000
第6段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満	90,000
第7段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上かつ190万円未満	93,700
第8段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が190万円以上かつ290万円未満	112,500
第9段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が290万円以上かつ350万円未満	127,500
第10段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が350万円以上かつ500万円未満	135,000
第11段階	本人が市町村民税課税者で合計所得金額が500万円以上	138,700

※ 第6段階以上の多段階設定による被保険者の負担能力に応じた保険料負担段階設定で第11段階まで設けることとした。

オ 第1号被保険者にかかる介護保険料の収納状況

区分		年度	23	24	25	26	27
現年度	調定額(円)		1,904,390,800	2,459,599,790	2,543,851,860	2,621,461,090	2,612,581,770
	収入済額(円)		1,880,502,263	2,428,607,717	2,508,543,720	2,588,071,490	2,577,540,630
	収納率(%)		98.75	98.74	98.61	98.73	98.66
滞納繰越分	調定額(円)		51,453,260	50,602,637	54,306,613	63,297,613	66,708,700
	収入済額(円)		12,362,720	12,843,777	15,534,730	18,534,723	17,786,087
	収納率(%)		24.03	25.38	28.61	29.28	26.66
計	調定額(円)		1,955,844,060	2,510,202,427	2,598,158,473	2,684,758,703	2,679,290,470
	収入済額(円)		1,892,864,983	2,441,451,494	2,524,078,450	2,606,606,213	2,595,326,717
	収納率(%)		96.78	97.26	97.15	97.09	96.87

カ 指定サービス事業所数 (H28.3月末現在)

居宅介護支援事業所	57	通所リハビリテーション事業所	73*
訪問入浴介護事業所	1	短期入所療養介護事業所	7
訪問リハビリテーション事業所	72*	認知症対応型共同生活介護事業所	30
通所介護事業所	50	介護老人保健施設(老人保健施設)	4
短期入所生活介護事業所	16	認知症対応型通所介護事業所	4
福祉用具貸与事業所	13	夜間対応型訪問介護事業所	2
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	9	介護予防支援事業所	1
介護療養型医療施設(療養型病床群)	3	地域密着型介護老人福祉施設	7
小規模多機能居宅介護事業所	8	特定福祉用具販売事業所	13
訪問介護事業所	46	特定施設入居者生活介護事業所	1
訪問看護事業所	83*	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2
居宅療養管理指導事業所	166*		

*みなし指定(申請を要さず指定があったものとみなされる)を含む。

(3) 高齢者福祉対策

高齢者の福祉対策として、福祉施設の充実と老人クラブ活動の育成強化を図るとともに在宅高齢者の福祉を重視した総合的な高齢者の福祉対策を志向している。

また、介護保険の地域支援事業で各種高齢者福祉事業を実施している。

ア 高齢者記念品支給事業

長寿者宅を敬老月間中に訪問し、記念品を贈っている。

平成27年度 135人に支給

イ 老人クラブ育成事業

市内に在住するおおむね60歳以上の方の健康の維持と親睦を図り、教養を高めるため、老人クラブ組織活動を啓発し、育成助長を図っている。

平成28年4月1日現在

クラブ数 93クラブ

会員数 5,716人

ウ 老人広場整備事業

地域高齢者の憩いの場として老人広場の整備を行い、高齢者の健康増進等福祉の向上を図っている。

エ 高齢者緊急通報システム

ひとり暮らしの虚弱な高齢者宅に緊急通報装置を設置し、特別養護老人ホーム「ふたば荘」をセンターとして、24時間体制で緊急通報を受信し、隣人協力者による状況確認、救急連絡等独居高齢者の生命の安全と確認に努める。

平成28年4月1日現在 268台を設置している。

オ 福祉電話の貸与

ひとり暮らしの高齢者の安否の確認、各種の相談を行うため福祉電話を設置している。

平成28年4月1日現在 22台を設置している。

カ 老人短期入所事業

(ショートステイ/養護老人ホーム)

家族の病気療養、入院、冠婚葬祭などの理由で高齢者を養護できない場合に、短期間養護老人ホームに入所して日常生活上のサービスを受ける。

対象者：65歳以上の高齢者で要介護認定で自立と判定された方等

光熱水費実費負担：1日当たり 350円

食材料費実費負担：1日当たり 1,050円

キ 独居高齢者見守り推進事業

民生委員、見守り推進員、ふれあい協力員等社協支部、地域住民が一体となり一人暮らしの高齢者を見守り、高齢者の方の状況把握や日常生活における心身の相談に応じている。

平成28年4月1日現在、見守り推進員 285人

対象高齢者数 3,243人

ク ねたきり老人等整髪サービス事業

在宅で重度のねたきり老人等を介護している方を対象に訪問理美容券を支給する。

年3回 平成27年度実績 延べ392回

ケ 生き生きデイサービス事業（別子山地区）

別子山地区に在宅で介護保険制度で非該当（自立）と認定された方及び要介護状態が軽く、生活機能の改善が見込まれる方を対象に総合福祉センター別子山分館でデイサービスを実施し社会的孤独感の解消、自立生活の助長、心身機能の維持向上を図っている。

(4) 地域支援事業

ア ねたきり老人等衛生品支給事業

在宅で重度のねたきり老人等を介護している方を対象に紙おむつを支給する。

イ ねたきり老人等介護者慰労金支給事業

在宅においてねたきり老人等を介護している者に対し、慰労金を支給することにより、介護者及びねたきり老人等の福祉の増進を図る。

ウ 配食サービス事業

おおむね65歳以上の独居者、高齢者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、心身の状態、環境により、安否確認の必要な方を対象に、1日1食、週5日を限度として訪問により提供する。

エ 成年後見制度利用支援事業

認知症高齢者等の判断能力が十分でない方で成年後見開始の審判申立てを行うべき者がいない者に対し、成年後見制度の利用を支援し、権利擁護を行う。

オ 笑いによる健康増進事業

認知症予防に健康効果が期待できる「笑い」の効能に着目し、身近な地域で寄席を開催し、元気な高齢者の増加を促進している。

平成27年度 4カ所実施

笑いをとり入れた介護予防教室を開催する。

平成27年度 8カ所(14回)実施

新居浜笑いサミットを開催

(5) 地域包括支援センター

地域における介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントを担う中核機関として、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活することができる

よう、総合的に支援することを目的とする。

平成27年度事業内容

1. 新予防給付マネジメント
要支援者との新規契約件数 662件
2. 介護予防事業に関するケアマネジメント
二次予防事業対象者把握事業 39人
二次予防事業通所介護予防事業 14人
二次予防事業訪問型介護予防事業 88人
一般高齢者施策事業
介護予防教室の開催 95回 延べ 2,788人
健康長寿地域拠点づくり事業
5ヶ所 103人
サロン講師派遣 34回
参加者延べ 1,050人
高齢者福祉センターの健康・介護相談
12回 延べ 151人
介護予防リーダー講座
6回 延べ 96人
介護予防プログラム開発事業
にはま元気体操介護予防編DVD作成
3. 総合相談支援事業、権利擁護事業
相談件数 2,871件（協力機関対応分を含む。
また権利擁護、虐待対応を含む。）

- 地域ケアネットワーク推進協議会開催
小学校区単位で64回
ブランチ（協力機関）との連絡会 12回
認知症サポーター養成講座
47回 1,591人養成
4. 包括的継続的ケアマネジメント
介護支援専門員研修会の開催
8回 延べ 769人
介護支援専門員連絡協議会総会
延べ 222人
 5. その他
介護相談員派遣事業 44施設 延べ 670人
シルバーボランティアポイント助成事業
79施設 242人
高齢者生きがい創出事業
4団体 延べ 6,650人
在宅介護支援啓発事業
4団体 延べ 489人
高齢者ふれあい介護予防啓発事業
27回 延べ 453人
高齢者ふれあいカフェ事業
12回 延べ 289人

(6) ア 上部高齢者福祉センター・川東高齢者福祉センター・川西高齢者福祉センター

区分	名称	上部高齢者福祉センター	川東高齢者福祉センター	川西高齢者福祉センター
所在地		中筋町一丁目6番8号 ☎43-6338	八幡二丁目10番23号 ☎32-2134	滝の宮町3番3号 ☎33-5685
敷地面積		2,464.00㎡	1,737.00㎡	1,874.00㎡
構造		鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄骨平家建
建物面積		682.83㎡	675.35㎡	596.88㎡
室構成		生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋	生活相談室、健康相談室、娯楽室、図書室、男女浴室、大集会室、機能回復訓練室、事務室、楽焼小屋
建設事業費		1億4,711万3,000円	1億8,033万4,000円	1億3,300万円
完成		昭和55年3月29日	昭和58年3月10日	昭和60年3月19日
定員		190人	190人	190人
使用料		無料	無料	無料
主な設備		冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等	冷暖房設備、入浴設備、リハビリ設備、娯楽設備等
平成27年度の利用者数		43,853人	28,874人	27,627人

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする、老人福祉法に基づく老人福祉施設で、高齢者の健康、生活等の相談、教養講座、レクリエーションの実施、高齢者の趣味グループの育成指導等の事業を行い、また機能回復訓練の設備を設けている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成28年4月1日～
平成33年3月31日（5年間）

イ 川東高齢者福祉センター大島分館
所在地 新居浜市大島甲 128番地の1
敷地面積 515.53㎡
構造 鉄筋コンクリート造2階建
建物面積 414.00㎡
室構成 和室、調理実習室、図書室、大会議室、事務室
完成 昭和56年3月31日
使用料 無料
平成27年度の利用者数 2,070人

※平成27年4月1日より旧大島公民館を老人福祉センターへ用途変更して使用

(7) 慈光園

目的 老人福祉法に基づいて設置した養護老人ホームである。65歳以上の者で環境上の理由及び経済的理由によ

り居宅において養護を受けることが困難な者を入所させ、養護することを目的とする。

所在地 西の土居町一丁目6番20号
☎32-4325

沿革 昭和26年8月、滝の宮町2番1号開設。平成23年6月1日現地に新築移転。なお、平成25年4月1日より指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人三恵会に行わせている。

指定期間 平成28年4月1日～
平成33年3月31日（5年間）

敷地面積 5,716.99㎡
構造 鉄筋コンクリート造3階建
建物面積 4,988.21㎡
室構成 居室100室、集会室、食堂、面会室、浴室、医務室、調理室、事務室、ショートステイ2室、家族室等
定員 100人
入所状況 90人（28.4.1現在）

(8) 軽費老人ホーム

- ・軽費老人ホーム（A型）
低額な料金で、高齢者を入所させ、給食その他日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設。
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
施設処遇よりも入所者の個人の自立性を尊重した在宅処遇を目指す施設。

区分	軽費老人ホーム				
施設名称	宝寿園	ケアハウスファミリア	ケアハウス白寿	ケアハウス夢テラス	ケアハウスプラチナガーデン
経営主体	社会福祉法人宝集会	社会福祉法人はびねす福祉会	社会福祉法人すいよう会	社会福祉法人三恵会	社会福祉法人はびねす福祉会
所在地	荷内町2番21号 ☎46-2080	船木甲2216番地の29 ☎40-2001	清住町1番37号 ☎46-5252	西の土居町二丁目8番12号 ☎33-4477	一宮町二丁目6番72号 ☎31-3200
敷地面積	5,109.54㎡	7,463.95㎡	3,511.23㎡	9,925㎡	8,497.88㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階建	鉄筋コンクリート造4階建	鉄筋コンクリート造3階建	鉄筋コンクリート造4階建	鉄筋コンクリート造2階建
建物面積	1,517.40㎡	1,244.37㎡	1,184.76㎡	1,369.58㎡	4,499.43㎡
事業費	3億853万5,000円	2億7,153万7,000円	2億4,907万円	3億2,721万円	18億5,023万円
開設年月日	昭和58年11月1日	平成6年4月1日	平成8年4月1日	平成10年12月1日	平成17年6月1日
定員	50人	30人	28人	30人	60人
入所状況(28.4.1現在)	48人	28人	27人	28人	57人
主な設備	各室電話設置	個室24室、夫婦室3室	個室24室、夫婦室2室	個室22室、夫婦室4室	個室48室、夫婦室6室 ・老人短期入所 ・デイサービスセンター ・ヘルパーステーション ・在宅介護支援センター ・居宅介護支援事業所

3 児 童 福 祉

(1) 保 育 所

ア 保 育 所 一 覧 表

(認 可 保 育 所)

(28. 4. 1 現 在)

区 分	保 育 所 名	認 可 年 月 日	面 積		認 可 定 員			職 員			
			敷 地	建 物	2 歳 未 満	2 歳 以 上	計	園 長	保 育 士	そ の 他	計
公 立	若 宮 保 育 園	昭44. 4. 1	m ² 3,761.06	m ² 788.64	人 35	人 85	人 120	人 1	人 16	人 5	人 22
	新 居 浜 保 育 園	23. 9. 3	3,087.60	849.03	15	105	120	1	11	5	17
	金 子 保 育 園	27. 9.19	2,731.93	693.95	12	78	90	1	13	5	19
	高 津 保 育 園	44. 4. 1	4,094.08	794.22	20	70	90	1	11	5	17
	垣 生 保 育 園	25. 3. 1	2,237.56	670.64	0	60	60	1	11	4	16
	多 喜 浜 保 育 園	36. 4. 1	1,966.00	697.25	21	99	120	1	11	4	16
	東 田 保 育 園	30. 9. 1	3,338.71	699.60	20	100	120	1	12	5	18
	船 木 保 育 園	29. 8. 1	2,186.35	452.10	15	65	80	1	10	4	15
	角 野 保 育 園	26. 4.30	1,819.60	381.24	10	50	60	1	10	4	15
	大 生 院 保 育 園	26. 4.30	3,221.85	798.00	20	100	120	1	14	5	20
	小 計	10 力 所	28,444.74	6,824.67	168	812	980	10	119	46	175
私 立	朝 日 保 育 園	昭23. 9. 3	1,650.00	640.82	13	77	90	1	23	6	30
	み な と 保 育 園	48. 3. 1	797.38	708.97	40	60	100	1	22	5	28
	十 全 保 育 園	55. 4. 1	1,285.56	1,364.95	45	75	120	1	17	5	23
	新 居 浜 八 雲 保 育 園	平20. 4. 1	2,639.71	849.50	15	135	150	1	23	5	29
	ルンビニ乳幼児保育園	昭48. 4. 1	1,732.00	607.02	35	25	60	1	17	6	24
	さ くら 乳 児 園	52.12. 1	271.47	354.20	20	10	30	1	8	2	11
	新 居 浜 南 沢 津 保 育 園	平21. 4. 1	3,249.86	835.50	24	136	160	1	22	6	29
	ミドリ保育園	昭57. 8. 3	2,469.31	768.31	35	85	120	1	18	4	23
	めぐみ保育園	44. 9. 9	2,382.45	825.78	36	84	120	1	21	10	32
	新 田 保 育 園	61. 1. 1	1,322.33	683.94	20	70	90	1	20	4	25
	泉 川 保 育 園	23. 6.24	2,055.90	874.93	20	100	120	1	25	8	34
	みどり園保育所	27. 5.26	3,415.40	1,833.25	50	150	200	1	27	5	33
	すみれ保育園	57. 9. 1	621.00	563.03	35	75	110	1	18	6	25
	中 萩 保 育 園	平24. 4. 1	2,522.30	880.37	14	126	140	1	19	6	26
新 居 浜 上 部 乳 児 保 育 園	昭53. 4. 1	1,760.77	532.60	42	18	60	1	14	3	18	
新 居 浜 萩 生 保 育 園	57. 4. 1	2,351.00	493.27	10	80	90	1	16	4	21	
	小 計	16 力 所	30,526.44	12,816.44	454	1,306	1,760	16	310	85	411
合 計		26 力 所	58,971.18	19,641.11	622	2,118	2,740	26	429	131	586

(へき地保育所)

(28. 4. 1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
別子保育園	—	m ² 861.42	m ² 204.93	人 —	人 —	人 30	人 (1)	人 1	人 1	人 3

※ 園長は兼任

(認定こども園)

(28. 4. 1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
認定こども園泉幼稚園	平27. 4. 1	m ² 1,929.73	m ² 840	人 20	人 40	人 60	人 1	人 16	人 6	人 23

※ 定員は、2号及び3号認定のみ

(地域型保育事業)

(28. 4. 1 現在)

保育所名	認可年月日	面積		定員			職員			
		敷地	建物	2歳未満	2歳以上	計	園長	保育士	その他	計
かがやき保育園	平27. 4. 1	m ² 94.2	m ² 63.46	人 12	人 7	人 19	人 1	人 10	人 0	人 11
ちびっこワールドにいはま園	平27. 4. 1	631	81.84	10	9	19	1	7	1	9
すいよう会事業所内保育施設ひまわり乳児園	平27. 4. 1	158.33	129.95	14	14	28	1	13	3	17
こども園みるみる	平27. 4. 1	614.16	182.45	6	3	9	1	12	4	17
合計	4カ所	1,497.69	457.70	42	33	75	4	42	8	54

イ 入所状況 ()は広域入所含む (28. 4. 1 現在)

年度	申込者数	要入所者数	入所者数	入所率	未処置者数
24	2,815 (2,828)	2,751 (2,761)	2,751 (2,761)	100.00	0
25	2,789 (2,801)	2,734 (2,746)	2,734 (2,746)	100.00	0
26	2,760 (2,759)	2,690 (2,699)	2,690 (2,699)	100.00	0
27	2,755 (2,768)	2,692 (2,705)	2,692 (2,705)	100.00	0
28	2,744 (2,759)	2,687 (2,702)	2,687 (2,702)	100.00	0

ウ 充足状況 ()は広域入所含む (28. 4. 1 現在)

年度	認可定員	入所者数	充足率
24	2,700	2,751 (2,761)	101.9 (102.3)
25	2,730	2,734 (2,746)	100.1 (100.6)
26	2,730	2,690 (2,699)	98.5 (98.9)
27	2,867	2,692 (2,705)	93.8 (94.3)
28	2,875	2,687 (2,702)	93.5 (94.0)

エ 一時預かり事業

(1)一般型

市内に在住する1歳以上(4月1日時点)の就学前児童であって、保護者の就労形態等により家庭における保育が断続的に困難となる児童及び保護者の傷病、入院、私的理由等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対する保育サービス及

び保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するための保育サービスを、通常保育と合わせて保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間とした上で、平均週3日を限度(原則)として保育を実施している。

・実施園 若宮保育園、垣生保育園

(2) 余裕活用型

平成27年10月から5施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で一時預かり事業として受け入れることができる、「余裕活用型一時預かり事業」を開始した。市内に在住する就学前児童であって、一般型と同様の利用要件で、利用回数に制限はなく(認定こども園泉幼稚園は一般型と同様)、保育短時間(8時30分～16時30分)を基本利用時間として保育を実施している。

- ・実施施設 認定こども園泉幼稚園
かがやき保育園
ちびっこワールドにいほま園
すいよう会事業所内保育施設
ひまわり乳児園
こども園みるみる
- ・保育料

利用時間		利用料金
全日	8時30分～16時30分 (食事あり)	1,500円
半日 (午前)	8時30分～11時30分 (食事なし)	700円
	8時30分～12時30分 (食事あり)	1,000円
半日 (午後)	13時30分～16時30分 (食事なし)	700円
上記以外	開園～8時30分 (食事なし)	30分につき 200円
	全日、半日(午前)、半日(午後)の利用時間を超えて閉園まで(食事なし)	

- ・平成27年度利用者数 一般型：3,198人
余裕活用型：415人

オ 延長保育促進事業

保護者の就労時間、通勤時間等を考慮し、真に延長保育が必要と認められる児童に対し、延長保育を行う事業で、保育標準時間延長については、私立保育所16園と、地域型保育事業所1園で実施している。

- ・実施園 私立保育所
泉川保育園、朝日保育園、新田保育園、十全保育園、ルンビニ乳幼児保育園、さくら乳児園、みなと保育園、ミドリ保育園、めぐみ保育園、すみれ保育園、みどり園保育所、新居浜上部乳児保育園、新居浜菫生保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園
- 地域型保育事業所
かがやき保育園

カ 地域子育て支援拠点事業

0歳からおおむね3歳の子どもとその保護者を対象に、地域に密着した子育て支援の拠点を開設し、交流の場づくり、育児相談、情報提供などを行うことにより、子育ての不安感や負担感、孤立感を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進している。

- ・実施場所 泉川保育園地域子育て支援センター
朝日保育園地域子育て支援センター
にこちゃんパーク
子育てひろばラトル
子育てひろばピノッキオ
子育て広場キッズ・政枝
ハッピールーム
- ・平成27年度実績 相談件数 2,939件
利用者数 41,355人

キ 障がい児保育事業

保育に欠ける障がい児で、保育所で行う集団保育になじむ児童を健常児とともに保育所に受入れて、その健全な社会性の発達を促し、健常児にとっても障がい児との統合保育によって障がい児に対する理解を深め、いたわりや優しさを養い、思いやりのある人間として育てる保育を実施している。

- ・実施園 公立保育所
若宮保育園、新居浜保育園、金子保育園、高津保育園、垣生保育園、多喜浜保育園、東田保育園、船木保育園、角野保育園、大生院保育園

私立保育所

朝日保育園、みなと保育園、ルンビニ乳幼児保育園、めぐみ保育園、新田保育園、泉川保育園、みどり園保育所、すみれ保育園、新居浜上部乳児保育園、新居浜菫生保育園、新居浜八雲保育園、新居浜南沢津保育園、中萩保育園
(障がい児保育は全園で実施するが、平成28年度障がい児を受け入れた園)

- ・平成27年度 公立保育所 障がい児 54人
私立保育所 " 87人

ク 病児・病後児保育事業

新居浜市に在住の乳児・幼児又は小学校に就学している児童が、病気の回復期に保護者の勤務の都合、傷病、事故、出産、冠婚葬祭等、やむを得ない理由により、家庭で育児を行うことが困難なとき預かっている。

- ・実施園 なかよし園

・利用料

区 分	利用料 (児童1人/日額)
生活保護法(昭和25年法律 第144号)第6条第1項に規定する被保護世帯(A)	0円
当該年度(4月から8月までの場合にあっては前年度)分の市町村民税非課税世帯(B)	1,800円
当該年度(4月から8月までの場合にあっては前年度)分の市町村民税課税世帯(その他)	2,700円

・平成27年度利用者数 延べ232人

ケ 休日保育事業

市内のいずれかの保育園に通っている児童(措置年齢1歳以上)で、年間を通して保護者が日曜・祝日に勤務しているため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に、平日の通常保育とは別に実施している。

・実施園 すいよう会事業所内保育施設
ひまわり乳児園

・時 間 午前8時00分～午後6時
(延長保育はありません)

・保育料

ひまわり乳児園利用者 1人 2,000円/日

ひまわり乳児園以外の利用者 1人 2,300円/日

・平成27年度利用者数 延べ95人
(新居浜八雲保育園実績)

コ 保育料徴収基準額 (月額)

平成28年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表(1号認定用)

(平成28年4月1日)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額 (単位円)	
階層区分	定 義			
A	生活保護世帯		0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税所得割非課税世帯及び養育里親等の世帯		要保護者等世帯	0
			要保護者等世帯以外の世帯	3,000
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その所得割の額が次の区分に該当するもの	77,100円以下	要保護者等世帯	5,150
			要保護者等世帯以外の世帯	11,300
D 1	77,101円以上 211,200円以下		14,400	
D 2	211,201円以上		18,000	

備考

- この表における「生活保護世帯」とは、生活保護法(昭和25年法律 第144号)第6条第1項に規定する被保護者の世帯をいう。
- この表における「市町村民税所得割非課税世帯」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が当該年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第292条第1項第2号に規定する所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)を課されない者(市町村(特別区を含む。以下同じ。)の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合の世帯をいう。
- この表における「養育里親等」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者、同法第6条の4第2項に規定する養育里親又は同法第7条第1項に規定する児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に限る。)の長をいう。
- この表における「要保護者等世帯」とは、次に掲げる者の属する世帯をいう。
 - 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号)第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの(以下「在宅障害児」という。)に限る。)
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
 - (7) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
 - (8) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 5 この表における「所得割の額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に規定する所得割の額(同法第314条の7、第314条の8及び314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項及び第45条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その減免に係る額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。
- 6 この表のD 1階層又はD 2階層の世帯について、支給認定子ども及び当該支給認定子どもと同一世帯に属する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、義務教育学校の前期課程(同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程をいう。)、同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する子ども及び次に掲げる子どもの総数が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- (1) 学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、特定教育・保育施設でないものに在籍する子ども
 - (2) 学校教育法第76条第2項に規定する特別支援学校幼稚部に在籍する子ども
 - (3) 児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第3項に規定する医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子ども
 - (4) 児童福祉法第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍する小学校就学前の子ども
- 7 この表のB階層又はC階層の要保護者等世帯以外の世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
- 8 この表のC階層に該当する要保護者等世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。
- 9 月の途中で入退園をした支給認定子どもに係る当該月の保育料は、保育料月額に同月の開所日数のうち当該支給認定子どもが在籍した日数(その日数が20日を超える場合は、20日)を乗じ、これを20で除して得た額とする。ただし、この額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

平成28年度 新居浜市保育所保育料徴収基準額表 (2号・3号認定用)

(平成28年4月1日)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育料月額 (単位 円)				
階層区分	定 義	3歳未満児		3歳以上児		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯	0	0	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月まで)にあっては、前年度分(以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	要保護者等世帯	0	0	0	0
		要保護者等世帯以外の世帯	5,000	5,000	3,400	3,400
C 1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯	7,500	7,350	6,250	6,100
		要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700	13,500	13,200
C 2	48,600円未満	要保護者等世帯	9,250	9,050	7,750	7,600
		要保護者等世帯以外の世帯	19,500	19,100	16,500	16,200
D 1	48,600円以上 57,700円未満	要保護者等世帯	12,300	12,050	11,100	10,900
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100	22,200	21,800
D 2	57,700円以上 72,800円未満	要保護者等世帯	12,300	12,050	11,100	10,900
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100	22,200	21,800
D 3	72,800円以上 77,101円未満	要保護者等世帯	15,000	14,700	13,500	13,250
		要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400	27,000	26,500
D 4	77,101円以上97,000円未満	30,000	29,400	27,000	26,500	
D 5	97,000円以上133,000円未満	37,000	36,300	30,500	29,900	
D 6	133,000円以上169,000円未満	44,500	43,700	33,100	32,500	
D 7	169,000円以上213,000円未満	48,000	47,100	35,300	34,600	
D 8	213,000円以上257,000円未満	52,000	51,100	35,300	34,600	
D 9	257,000円以上301,000円未満	57,000	56,000	35,300	34,600	
D 10	301,000円以上397,000円未満	60,000	58,900	37,100	36,400	
D 11	397,000円以上	63,000	61,900	38,400	37,700	

備考

- この表における「生活保護世帯等」とは、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の世帯及び児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親の世帯を言う。
- この表における「市町村民税所得割非課税世帯」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者が当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に規定する所得割を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該所得割を免除された者を含むものとし、当該所得割の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合の世帯をいう。
- この表における「要保護者等世帯」とは、次に掲げる者の属する世帯をいう。
 - 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの(子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。)
 - 身体障害福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者(在宅障害児に限る。)
 - (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童(在宅障害児に限る。)
 - (7) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者(在宅障害児に限る。)
 - (8) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者
- 4 この表における「保育標準時間認定」とは子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の保育必要量の認定をいい「保育短時間認定」とは同項の規定による1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の保育必要量の認定をいう。
 - 5 この表における「均等割の額」とは、支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい「所得割の額」とは支給認定保護者及び当該支給認定保護者と同一の世帯に属する者についての当該年度分の同項第2号に規定する所得割の額を合算した額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その減免に係る額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
 - 6 この表のD 2階層若しくはD 3階層の要保護者等世帯以外の世帯又はD 4階層からD 11階層までの世帯について、支給認定子ども及び当該支給認定子どもと同一世帯に属する小学校就学前子ども、学校教育法 第1条に規定する小学校、義務教育学校の前期課程(同法第49条の5に規定する義務教育学校の前期課程をいう。)及び同法第76条第1項に規定する特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在学する子どもの総数が2人以上いる場合の保育料は、当該子どものうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
 - 7 この表のB階層からD 1階層までの要保護者等世帯以外の世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目のときは半額とし、3人目以降のときは無料とする。
 - 8 この表のC 1階層からD 3階層までの要保護者等世帯について、特定被監護者等の総数が2人以上いる場合の保育料は、当該特定被監護者等のうち支給認定子どもが年齢の高い方から数えて2人目以降のときは無料とする。
 - 9 月の途中で入退所又は入退園をした支給認定子どもに係る当該月の保育料は、保育料月額に同月の開所日数のうち当該支給認定子どもが在籍した日数(その日数が25日を超える場合は、25日)を乗じ、これを25で除して得た額とする。ただし、この額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。
 - 10 本市以外で支給認定を受けた小学校就学前子どもについては、この表の規定にかかわらず、当該支給認定を行った市町村の定める額を利用者負担額とする。

サ 階層別入所状況（広域入所除く）

(28.4.1現在・単位：人)

区分		階層区分		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	計
公立	全額該当児童数	0	66	67	102	100	52	9	3	399		
	半額該当児童数	2	23	30	71	99	42	13	4	284		
	無料該当児童数	1	17	11	16	27	13	0	3	88		
私立	全額該当児童数	4	206	151	246	244	168	24	14	1,057		
	半額該当児童数	1	51	85	166	196	117	23	10	649		
	無料該当児童数	1	39	38	47	40	39	4	2	210		
計		9	402	382	648	706	431	73	36	2,687		

(2) 児童福祉対策

区分	対象者	給付金額等	受給者数	支給額	実施時期
子ども医療費助成	(乳幼児医療費) 乳幼児(就学前)を養育している者で健康保険加入者(平成14年4月より3歳から就学前まで入院医療費助成を拡大)	保険診療に伴う自己負担分	支払件数 67,532件 (平成27年度)	153,135千円 (平成27年度)	昭和48年4月1日
	(就学前医療費) 3歳から就学前の幼児を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分(外来のみ)	支払件数 66,936件 (平成27年度)	116,415千円 (平成27年度)	平成20年1月1日
	(小中学生入院医療費) 小中学生を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分(入院のみ)	支払件数 227件 (平成27年度)	10,619千円 (平成27年度)	平成25年4月1日
	(小学生歯科外来医療費) 小学生を養育している者で健康保険加入者	保険診療に伴う自己負担分(外来のみ)	支払件数 13,889件 (平成27年度)	29,750千円 (平成27年度)	平成26年4月1日
養育医療費	出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱等の症状を示し、医師が入院を必要と認めた乳児	保険診療に伴う自己負担分(入院のみ、扶養義務者自己負担金(扶養義務者の所得に応じて、18段階で決定)は、申出により子ども医療費から充当)	支払件数 68件 (平成27年度)	5,258千円 (平成27年度)	平成25年4月1日 (権限移譲により愛媛県から事務移管)
児童手当	中学校修了前の児童を養育している者	対象となる児童の年齢等により月額、次のように支給 3歳未満 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1、2子) 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 15,000円 中学生 10,000円 所得制限(上記月額に関わらず) 5,000円	9,368人 (28.2.29現在)	2,068,610千円 (平成27年度)	平成24年4月1日

区 分	対 象 者	給付金額等	受給者数	支 給 額	実施時期
児 童 扶 養 手 当	父又は母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降、最初の3月31日までにある児童又は20歳未満の障がい者を監護している父又は母、及び養育者に支給される。父又は母が一定の障がいの状態にある児童を養育している場合も支給の対象となる。所得制限がある。	月額 1人目 受給者の所得額により42,330円から9,990円の間で決定 (平成28年4月から額改定) 2人目 (加算) 5,000円 3人目以降 (加算) 3,000円	1,296人 (28. 3. 31 現在)	626,075千円 (平成27年度)	昭和37年1月1日
特 別 児 童 扶 養 手 当	20歳未満で、精神又は身体に障がいを有する児童を監護している父母、又は父母にかわって監護している養育者に支給される。所得制限がある。	月額 1人 重度 51,500円 中度 34,300円 (平成28年4月から額改定)	272人 (28. 3. 31 現在)	県 費	昭和39年9月1日
災 害 遺 児 福 祉 手 当 (県単独事業)	義務教育終了前の児童及び高等学校在学中の者で、生計を維持していた父もしくは母が労働災害、交通災害及び天災等で死亡した遺児の保護者	月額 児童1人につき 3,000円	8人 (28. 3. 31 現在)	県 費	昭和47年4月1日

(3) 家庭相談員の設置

近年、社会の変動に伴い、児童養育に関し、いろいろな問題が発生しているが、その問題に対し、適切な助言や指導を行い、児童福祉の健全化と向上を図るため、専門相談員を設置している。

平成27年度相談件数 997件

(4) 中央児童センター・川東児童センター・上部児童センター・瀬戸児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童厚生施設で、次の事業を行っている。

- ・児童の集団的及び個別的遊び、並びに体力増進の指導
- ・児童のための地域組織活動の育成
- ・留守家庭児童の保護者育成の援助
- ・その他目的達成に必要な事業

中央児童センター、川東児童センター及び瀬戸児童館の3施設については、昭和62年4月1日から、上部児童センターは平成元年4月1日からそれぞれ

管理業務を社会福祉法人新居浜社会福祉事業協会に、平成8年4月1日からは新居浜市社会福祉協議会に委託している。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成28年4月1日～

平成33年3月31日

(5年間：再指定)

名称 区分	中央児童センター	川東児童センター	上部児童センター	瀬戸児童館
所在地	繁本町8番10号	八幡二丁目10番22号	中萩町10番13号	瀬戸町7番32号
電話	☎ 34-8600	☎ 32-8966	☎ 43-3612	☎ 41-1983
敷地面積	927.85㎡	1,618.79㎡	2,761.66㎡	2,485.35㎡
構造	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 2階建 各室冷暖房完備	鉄筋コンクリート造 平家建 各室冷暖房完備
建物面積	492.61㎡	343.16㎡	533.09㎡	328.50㎡
室構成	遊戯室、工作室、図書室、集会室、学習室、屋上遊戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室	遊戯室、工作室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室	遊戯室、図書室、集会室、屋外遊戯室、事務室
事業費	1億7,337万円	1億8,621万円	1億8,386万円	1億7,490万円
完成	昭和54年1月31日	昭和59年3月26日	昭和62年3月18日	昭和57年3月20日
平成27年度の利用者数	39,534人	25,387人	43,468人	26,844人

(5) 東新学園

保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ、養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする児童福祉法第41条に基づく児童養護施設

所在地 西連寺町二丁目8番32号

☎ 41-6274

沿革 昭和27年8月に泉川町立として発足。その後昭和30年4月、新居浜市に合併して新居浜市立となり、昭和43年には市立少年憩いの家を合併し、昭和45年4月に現在地に移転した。昭和63年3月にはプレイルームを増築し、平成7年3月には一部児童居室の改造並びに全館に冷暖房を完備し、平成14年2月に公共下水道接続工事と外壁塗装替等の再生事業を実施し、平成20年8～10月には床・内壁他の改修工事を実施した。なお、入所定数は平成16年7月に50人から28人に改定した。

敷地面積 3,359.00㎡

構造 鉄筋コンクリート一部鉄骨ブロック造2階建及び鉄骨造平家建

建物面積 1,079.13㎡

入所定数 28人

入所状況 8人(28.4.1現在)

(6) 児童遊園地・子供広場

児童に健全な遊びを与えて健康を増進させ、心身ともにすこやかに成長させるとともに、児童を交通事故等から守るため、児童遊園地、子供広場を設置している。

・児童遊園地

児童遊園地の敷地については、公有地の一部並びに住民等から提供されるものをもって充てている。

面積は原則として500㎡以上であり、用地の使用期間は5年以上である。

児童遊園地には遊具、砂場等を設置する。また、利用対象児童数(主として3歳以上の幼児又は小学校低学年生)は、おおむね200人以上とする。

設置数 8カ所(28.4.1現在)

総面積 9,498.42㎡

・子供広場

子供広場は多数の児童に利用させることを目的として自治会が用地を確保し、市に設置の申請をする。申請内容が市の定める基準に適合し

ていれば設置される。面積は原則として330㎡以上で利用対象児童数は、おおむね50人以上とする。

設置数 58カ所 (28.4.1現在)
総面積 27,152.48㎡

(7) ファミリー・サポート・センター

「子育ての手助けをしてほしい人」と「子育ての手助けをしたい人」を会員として募り、相互援助活動を支援する。

平成27年度活動件数 2,840件

4 母子・父子福祉

(1) ひとり親福祉対策

ア ひとり親相談

ひとり親家庭の生活相談及び貸付給付等に対する指導、助言を行っている。

母子・父子自立支援員 1人
相談日 月・水・木・金曜日
件数 369件 (平成27年度)

イ 子ども・ひとり親家庭医療費助成制度

子ども・ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、昭和49年10月から医療費の自己負担分について助成している。

対象人数 3,476人 (28.3.31現在)
医療件数 40,388件 (平成27年度)
医療費総額 442,962,460円 (平成27年度)
市助成額 120,081,289円 (平成27年度)

ウ 母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条の規定により、配偶者のない者で現に児童を扶養している者及び配偶者と死別又は生別した者及びその者が扶養している20歳以上の子に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、扶養している児童の福祉を増進するため、資金を貸し付けている。

新規貸付状況

(単位：千円)

貸付種目	25		26		27	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金						
事業継続資金						
修学資金	15	31,005	29	66,952	14	31,668
技能習得資金						
修業資金						
就職支度資金						
生活資金					3	3,102
住宅資金					1	159
転宅資金	1	200	2	340		
就学支度資金	16	6,714	21	6,997	20	8,886
医療・介護資金						
結婚資金						
計	32	37,919	52	74,289	38	43,815

エ 母子家庭小口資金貸付制度

母子の生活安定と福祉の増進を図るため、緊急に資金の必要が生じた場合、応急的に経済援助を行う目的で、小口資金の貸付業務を行っている。

貸付金額 1世帯につき 5万円 (無利子)
返済方法 10ヵ月均等月賦償還
平成27年度実績 0件

オ 婦人相談

指導や保護の必要な婦人の早期発見を図るとともに、婦人の生活、職業その他いろいろな問題についての相談、指導、助言等を行っている。

また、関係機関との連絡調整も行っている。
家庭、婦人相談員 1人
相談日 月～金曜日
件数 227件 (平成27年度)

(2) 清光寮 (母子生活支援施設)

配偶者のない女子、またこれに準ずる事情にある女子及びその者が監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護することを目的とした児童福祉法に基づく入所施設で要保護児童の健全育成を図るとともに母子生活の向上、自立を促進させるように指導している。

所在地 中筋町二丁目4番37号
 ☎41-6338

沿革 昭和26年4月1日に認可され、開始された。昭和48年5月20日改築、現在に至っている。

敷地面積 1,463.43㎡
 構造 コンクリートブロック造2階建
 建物面積 964.54㎡
 定員 20世帯
 入所状況 1世帯 2人 (28.4.1現在)

ア 父子相談
 父子家庭の福祉の増進と、健全化を図るため、父子家庭児童の養育等について適切な助言と指導を行っている。
 母子自立支援員 1人
 相談日 月・水・木・金曜日
 件数 29件 (平成27年度)

イ 父子家庭小口資金貸付制度
 父子の生活安定と福祉の増進を図るため、緊急に資金の必要が生じた場合、応急的に経済援助を行う目的で、小口資金の貸付業務を行っている。
 貸付金額 1世帯につき5万円 (無利子)
 返済方法 10カ月均等月賦償還
 平成27年度実績 0件

(3) 父子福祉対策
 父子家庭の生きがいの追求と安定した生活の充実を図るため、次の施策を実施している。

5 障がい福祉

(1) 障害者手帳所持者数

【身体障害者手帳所持者数】 (28.4.1現在・単位：人)

障害	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
	視覚障害	18歳未満	2	1	0	0	0	0
	18歳以上	113	120	22	24	53	22	354
聴覚障害	18歳未満	0	5	0	0	0	5	10
	18歳以上	22	82	40	57	1	117	319
音声障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	2	5	20	16	0	0	43
肢体不自由	18歳未満	39	13	6	4	3	1	66
	18歳以上	610	682	434	737	269	126	2,858
心臓機能障害	18歳未満	13	0	8	2	0	0	23
	18歳以上	791	10	163	87	0	0	1,051
腎臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	334	0	0	6	0	0	340
呼吸器機能障害	18歳未満	0	0	0	1	0	0	1
	18歳以上	18	3	28	11	0	0	60
膀胱・直腸機能障害	18歳未満	0	0	1	0	0	0	1
	18歳以上	0	2	11	161	0	0	174
小腸機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	0	0	1	1	0	0	2
免疫機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	4	5	1	1	0	0	11
肝臓機能障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	7	1	1	0	0	0	9
小計	18歳未満	54	19	15	7	3	6	104
	18歳以上	1,901	910	721	1,101	323	265	5,221
合計		1,955	929	736	1,108	326	271	5,325

【療育手帳(知的障がい者)所持者数】

	A級	B級	計
18歳未満	99	162	261
18歳以上	317	405	722
計	416	567	983

【精神障害者保健福祉手帳所持者数】

	1級	2級	3級	計
計	76	460	143	679

(2) 障がい者(児)福祉対策

区分	対象者	給付金額等(円)	対象者数(人)	支給額(円)	開始時期
福祉手当	身障法の1級と2級の一部最重度の知的障がい者(ただし、障がいに対する年金を受けている人、または施設に入所している者を除く。)	月額 14,600円	20 (28.3.31現在)	3,762,960 (平成27年度)	昭和50年10月1日
特別障害者手当	在宅重度障がい者(重複障がい者)	月額 26,830円	137 (28.3.31現在)	45,135,500 (平成27年度)	昭和61年4月1日
障害児福祉手当	重度障がい児(20歳未満)(施設入所児童は除く。)	月額 14,600円	98 (28.3.31現在)	12,705,400 (平成27年度)	昭和61年4月1日
重度心身障害者(児)医療助成	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳A級所持者および身体障害者手帳3～6級と療育手帳B級を合わせもつ人	保険診療に伴う自己負担分	3,049 (28.3.31現在)	502,367,702 (平成27年度)	昭和49年3月26日
補装具交付・修理	18歳未満で身体障害者手帳所持者	補装具の種類 盲人安全杖、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、義足、義手等	35件 (平成27年度)	6,196,711 (平成27年度)	昭和48年6月28日
	18歳以上で身体障害者手帳所持者		118件 (平成27年度)	16,381,645 (平成27年度)	
日常生活用具給付等事業	在宅の重度障がい者・児で、給付等の対象に該当する者	日常生活用具の種類 ポータブルレコーダー、ストマ装具、人工内耳用電池等	3,055件 (平成27年度)	30,156,162 (平成27年度)	昭和47年8月15日

ア 運賃割引制度

身体障害者手帳を有する者は、手帳の呈示によりJR・国内の航空機(1種の場合は介護者も)、四国内の私鉄・バスの運賃割引が適用される。また、県内のタクシーは、手帳の呈示により運賃割引が受けられる。

イ 点字広報・声の広報等発行事業

身体障がい者福祉の一環と広報活動の充実を目的として、毎月1日発行の「市政だより」の内容を点字にし、希望者に送付している。また「市政だより」の内容を録音したテープを複製して、視覚障がい者へ郵送し、各公民館、図書館、地域福祉課での貸し出しを実施している。

なお、市役所から発送する文書に課名点字シールを貼付し、差出課がすぐわかるように点字シールも作成している。

ウ 声の図書室事業

視覚障がい者福祉の向上と文化活動に寄与することを目的として、小説、新聞のコラム欄等を録音したテープを貸出申込者に対して郵送している。

エ 心身障害者扶養共済制度

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡後または廃疾後の心身障がい者に年金を支給して、心身障がい者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障がい者の将来に対して保護者がいづく不安の減少を図ることを目的としている。

加入者 82人(28.4.1現在)

市支出金	2,031,948円	} (平成27年度)
県支出金	3,046,977円	
個人掛金	11,596,175円	

年金及び支給状況 月額2万円(1口につき)

受給者 112人

オ 障害福祉サービス

平成18年4月1日に施行された障害者自立支援法に基づき、障がいのある人の障がい程度や勘案すべき事項をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と市町の創意工夫により実施する「地域生活支援事業」を提供している。

平成24年度からは、児童福祉法に基づく障がい児の「通所支援サービス」が開始されており、また、

法改正により、平成25年4月1日からは、障害者自立支援法が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に変更された。

障害福祉サービス

	種 類	内 容
介 護 給 付	居 宅 介 護 (ホ ー ム ヘル プ)	入浴や排泄、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
	重 度 訪 問 介 護	重度の肢体不自由又は知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的にを行います。
	行 動 援 護	障がいにより行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
	同 行 援 護	重度の視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時に同行して移動の支援を行います。
	重 度 障 害 者 等 包 括 支 援	常に介護を必要とする人のなかでも介護の必要性がとて高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短 期 入 所 (シ ョ ー ト ス テ イ)	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	生 活 介 護	常に介護を必要とする人に、おもに日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
	療 養 介 護	病院などの施設で、おもに日中に機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
訓 練 等 給 付	施 設 入 所 支 援	常に介護が必要な人や通所が困難な人で、生活介護などの日中活動系サービスを利用している人に対して居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。
	自 立 訓 練 (機 能 訓 練 ・ 生 活 訓 練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 移 行 支 援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
	就 労 継 続 支 援	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
地 域 相 談 支 援 給 付	共 同 生 活 援 助 (グ ル ー プ ホ ー ム)	日中に就労または就労継続支援等のサービスを利用している障がい者に対し、地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
	地 域 移 行 支 援	入所施設に入所している障がいのある人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
障 害 児 通 所 給 付	地 域 定 着 支 援	居宅で単身等で生活する障がいのある人で、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要な人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の各種支援を行います。
	児 童 発 達 支 援	心身の発達に心配のあるお子さんに対して、通所事業を通じて、お子さんが持っている力を十分に引き出し、運動面、精神面の発達を促し、生活する力が身につくように援助します。
地 域 生 活 支 援 事 業	放 課 後 等 デ イ サービス	学校通学中のお子さんに対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まってお子さんの自立を促進するとともに、放課後の居場所づくりを行います。
	相 談 支 援 事 業	障がいのある人、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な援助を行います。
	移 動 支 援	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー	障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
	身 体 障 害 者 等 訪 問 入 浴 サービス	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人の居宅に訪問し、移動入浴車にて入浴サービスを行います。
	日 中 一 時 支 援 事 業	障がい者(児)を障害者支援施設において日中に一時預かりする「日中短期入所事業」、また、障がい児の放課後児童クラブとして「タイムケア事業」を行い支援します。
そ の 他	理解促進研修・啓発事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、社会参加促進事業、成年後見制度利用支援事業等	

指定障害者支援施設				指定障害者支援施設			
種類	施設名	所在地	人員	種類	施設名	所在地	人員
施設入所支援	アイル	松山市	2	施設入所支援	東予学園	西条市	4
	あゆみ苑	新居浜市	11		東予希望の家	西条市	2
	いだい清風園	松山市	1		なかまたち	四国中央市	10
	いつきの里	松山市	2		日野学園	松山市	1
	今治療護園	今治市	1		ひらい園	松山市	1
	希望ヶ丘	砥部町	1		北条育成園	松山市	1
	希望の森	西予市	1		星の里	西条市	6
	くすのき園	新居浜市	53		まさき育成園	新居浜市	36
	久谷	松山市	2		松葉学園	西予市	1
	西条福祉園	西条市	7		松山福祉園	松山市	1
	三恵ホーム	東温市	6		道前育成園	西条市	7
	しげのぶ清愛園	東温市	2		みどり園マウントヒルズエステート	松山市	1
	しげのぶ清流園	東温市	2		ライフまつの	松野町	2
	太陽の家	四国中央市	4		国立障害者リハビリテーションセンター 自立支援局別府重度障害者センター	大分県	1
	ていずい	西条市	12		計		181

カ 障がい者虐待防止センター

障がい者虐待を未然に防ぐための障害者虐待防止法の周知のほか、障がい者の権利擁護についての啓発、障がい者や障がい者虐待に関する理解の普及を図るとともに虐待の早期発見・早期対応に努め、障がい者の権利利益の擁護を図っている。

業務については、社会福祉法人新居浜愛育会へ委託している。

キ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者等の社会生活におけるコミュニケーションを円滑にするため、公的機関・医療機関及び各種行事等に通訳を派遣し、社会参加の促進、福祉の向上を図ることを目的としている。

業務については、新居浜市社会福祉協議会、愛媛県聴覚障害者協会へ委託している。

ク 各種事業・行事の実施

市民の障がい者への理解と協力が得られるよう、生き生きフェスティバルを開催。また、障がい者の社会参加と自立を促進するため、障がい者体育大会、福祉のつどい等を実施している。

ケ とともに生きるまちづくりをめざして

障がい者自らの主体性、自立性を尊重しながら、すべての市民の参加によるすべての市民のための平等な福祉のまちづくりをめざすため、平成7年

11月に新居浜市新障害者(児)福祉対策長期指針を策定し、平成18年度に見直しを行い新居浜市障がい者計画・障がい福祉計画を策定した。また、平成20年度にその障がい福祉計画の部分を見直し、第2期新居浜市障がい福祉計画を策定し、平成23年度には、障がい者計画の見直しもを行い、新居浜市障がい者計画・第3期障がい福祉計画を策定した。さらに平成26年度に見直しを行い、新居浜市第2期障がい者計画・第4期障がい福祉計画を策定した。

(3) 障がい者福祉センター

障がい者(児)の福祉の増進を図るため、障害者総合支援法による生活介護・生活訓練・一般相談支援事業・特定相談支援事業、児童福祉法による障害児相談支援、障がい者(児)の福祉更生にかかる相談、訓練及び講習会の開催、団体活動及び奉仕活動の場の提供などの事業を行っている。

また、同センターには作業訓練所を併設しており、機能回復及び社会復帰を図る諸作業の訓練も行っている。なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に委託している。

指定期間 平成26年4月1日～

平成31年3月31日（5年間）

また、平成24年度に耐震改修工事を行い、センターのリニューアルに合わせ、平成25年4月1日、名称を「障がい者福祉センター」に変更した。

名称 区分	障がい者 福祉センター	作業訓練所
所在地	庄内町一丁目14番18号 ☎ 33-3341	
敷地面積	5,324.98㎡	
建物構造	鉄筋コンクリート ブロック造平家建	鉄筋コンクリート 造平家建
建物面積	989.82㎡	496.50㎡
建設費	8,478万円	7,499万5,000円
	改修費 130,661千円	
完成	昭和51年8月31日	昭和57年3月1日
平成27年度の 利用状況	6,999人	5,055人

(4) その他市内の福祉サービス事業所（通所・施設）

施設名	住所	電話番号	実施事業
あゆみ苑	西の土居町二丁目8番12号	33-4477	生活介護、短期入所、施設入所支援
くすのき園	萩生1834番地1	41-6361	生活介護、短期入所、施設入所支援
クック・チャム my mama	新須賀町二丁目6番16号	33-2115	就労継続支援A型
国領荘	角野新田町一丁目1番28号	41-2258	生活訓練、短期入所、宿泊型自立訓練、 共同生活援助
サスケ工房	西町1番30号	37-8525	就労継続支援A型
しいたけの里	垣生三丁目3番29号	45-0380	就労継続支援A型
すいよう作業所	郷687番地	46-0936	生活介護、就労移行支援、就労継続支援 B型、共同生活援助
スマイルラボ	郷三丁目6番10号	45-2530	就労継続支援A型
つぼみ	喜光地町一丁目6番34号	40-6440	就労継続支援B型
どんでんどん	下泉町二丁目7番25号	40-6111	就労移行支援、就労継続支援B型、共同 生活援助
ピーススマイル	萩生1724番地の1	47-7336	共同生活援助
プラネットワークス新居浜	萩生1100番地2	64-9800	就労継続支援A型
まさき育成園	大生院1686番地	41-6191	生活介護、生活訓練、就労継続支援B型、 短期入所、施設入所支援、共同生活援助
わかば共同作業所	船木甲741番地1	44-7025	生活介護、就労継続支援B型、共同生活 援助
わかば第2作業所	船木甲2114番地	43-9531	就労移行支援、就労継続支援B型
わくわくクラブ	多喜浜一丁目2番16号	46-4545	生活介護、生活訓練
ワークチームゆい	南小松原町3番32号	47-5111	生活介護、就労継続支援B型

※五十音順

※事業の定員等は各施設にお問い合わせください。

6 総合福祉センター (ふれあいプラザ)

高齢者や障がい者(児)を含むすべての市民が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるノーマライゼーション社会の実現のため、ボランティアを中心とした地域の人々の福祉活動の拠点施設として平成8年4月に開設。平成10年4月より社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に管理運営を委託。

当施設では、集会・交流機能、相談・情報提供機能、地域福祉活動支援機能、福祉サービス拠点機能、社会参加促進機能、生きがいレクリエーション機能、学習・研修機能の7つの機能をもたせている。

また、平成15年4月1日より総合福祉センター別子山分館の施設管理を行っている。

なお、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を社会福祉法人新居浜市社会福祉協議会に行わせている。

指定期間 平成26年4月1日～

平成31年3月31日 (5年間)

(1) 施設の概要 (総合福祉センター)

所在地 高木町2番60号
☎ 35-2940

敷地面積 7,923.70㎡
構造 本体 鉄筋コンクリート造4階建
車庫棟 " 平家建

延床面積 5,279.01㎡
建設事業費 29億8,869万円 (用地費を含む)
完成 平成8年2月9日
室構成 1階 児童発達支援事業所はげみ園、相談室、

福祉ライブラリー、福祉の店、おもちゃ図書館、事務室、会議室、ファミリー・サポート・センター、喫茶室

2階 研修室1・2、調理実習室、多目的アリーナ、健康増進コーナー、教養娯楽室

3階 放課後等デイサービス事業所放課後クラブぴあ、浴室、ボランティア・市民活動センター、ボランティア作業室、福祉団体室

4階 温水プール、研修室3、入浴実習室、屋上ふれあい広場

(2) 施設の概要 (別子山分館)

所在地 別子山乙241番地の6
☎ 64-2350

敷地面積 591.7㎡
構造 鉄筋コンクリート造2階建
延床面積 526.5㎡
建設事業費 2億3,175万円
完成 平成5年8月31日
室構成 1階 大広間、事務室、倉庫、ロビー、調理室、新居浜医師会別子山診療所、更衣室、浴室
2階 小会議室、和室

(3) 使用時間及び使用料

区 分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	備 考
福祉のひろば	円 1,570	円 2,100	円 2,620	冷房使用5割増 暖房使用3割増
教養娯楽室(40名)	520	840	1,050	
調理実習室(25名)	1,050	1,570	2,100	
研修室1(81名)	1,050	1,570	2,100	
研修室2(42名)	520	840	1,050	
研修室3(45名)	520	840	1,050	

多目的アリーナ	使用時間区分	9時～12時	13時～17時	18時～22時	
	全面使用(400名)	3,150円	4,200円	5,250円	
	個人	大人(高校生以上)	100	100	100
		小人(小・中学生)	50	50	50
回数券	普通券11枚綴として10枚分の料金				

温水プール	使用時間区分	9時30分～12時	13時～16時30分	
	全面使用(50名)	3,150円	5,250円	
	個人	大人(高校生以上)	310	310
		小人(中学生以下)	150	150
回数券	普通券11枚綴として10枚分の料金			

別子山分館	区分	使用時間	料金
	風呂付全館	4時間	21,000円
	小会議室	1時間	310
	大広間カラオケ	1時間	1,570

※ 上記金額には消費税が含まれます。
(10円未満切り捨て)

(4) 施設の利用状況(総合福祉センター)

(単位：人)

区分	25	26	27
温水プール	19,150	17,200	18,927
健康増進コーナー	14,047	13,610	12,796
研修室利用	26,260	24,952	27,317
多目的アリーナ	20,898	21,494	17,693
おもちゃ図書館	7,144	6,714	6,759
教養娯楽室等	4,344	4,235	4,173
施設見学	488	398	445
合計	92,331	88,603	88,110
ボランティアセンター	14,973	17,693	14,557

(5) 施設の利用状況(別子山分館) (単位：人)

区分	26	27
全館	189	224
小会議室	0	0
大広間	199	195
合計	388	419
診療所	329	300

(6) 使用料の減免対象者

- (1) 市内在住の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳又は被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添いの者
- (2) 市内在住の60歳以上の者
- (3) 新居浜市が主催又は共催する会議、講習会等に使用するとき。
- (4) 国又は県が総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (5) 市内の社会福祉団体が、総合福祉センターの事業である社会福祉の増進等の目的に使用するとき。
- (6) その他、公益の為に使用する場合で、市長が必要と認めるとき。

7 保健センター

市民の健康保持、増進を図るため、健康相談、健康教育、がん検診等の保健サービスを総合的に行う拠点として、また市民みずからの健康への自覚を深めるための自主的な保健活動を行う場として、昭和59年10月に開設した。

当センターを拠点として、乳幼児から高齢者までの幅広い健康管理を行うために、保健師・栄養士等による健康教育、健康相談や栄養相談を市内各所で実施するとともに、家庭訪問による個別指導も行っている。

(1) 施設の概要

所在地	庄内町四丁目7番17号 ☎ 35-1070
敷地面積	821.87㎡
構造	鉄筋コンクリート造3階建
建物面積	1,617.88㎡
室構成	栄養実習室、健康相談室、保健指導室、運動指導室、診察室、会議室等
建設事業費	3億8,000万円
完成	昭和59年7月3日

利用状況

(単位：人)

年度	区分	1歳6か月児・3歳児健康診査	乳幼児相談 他	健康 教育	健康 相談	がん 検診等	食生活改善推進員 研修会	母子健康 手帳交付	その他	計
23		4,274	3,196	723	619	3,222	765	1,070	2,804	16,673
24		4,182	3,548	583	424	4,061	751	1,106	3,404	18,059
25		4,086	3,771	323	678	5,354	747	1,012	3,224	19,195
26		4,034	3,392	1,614	943	5,047	775	1,054	3,493	20,352
27		3,868	3,633	1,645	1,290	7,085	665	980	3,552	22,718

(2) 保健センター事業

ア 事業実績

(ア) 家庭訪問状況

(単位：件)

年度	訪問別	生活習慣病	その他疾病	乳幼児	妊産婦・新生児	その他	計
23		1,036	144	1,564	1,885	311	4,940
24		802	248	1,792	2,125	366	5,333
25		668	134	1,602	2,084	651	5,139
26		1,686	253	1,566	1,803	577	5,885
27		710	186	1,732	1,883	441	4,952

(イ) 健康相談状況

年度	区分	成人相談		乳幼児相談		ダイヤル相談(成人・乳幼児)		計	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
23		127	2,822	36	1,020	2,584	2,584	2,747	6,426
24		75	2,510	88	1,137	2,530	2,530	2,693	6,177
25		75	2,744	110	1,490	2,515	2,515	2,700	6,749
26		107	3,063	115	1,514	2,570	2,570	2,792	7,147
27		117	3,292	113	1,317	2,511	2,511	2,741	7,120

(ウ) 検診状況

(平成27年度)

区 分	回 数	受診者数	異常なし	要指導	経過観察	要精密検査	要治療 要医療
胃 が ん	42回	3,248 人	2,956 人	— 人	0 人	292 人	0 人
子 宮 頸 が ん	(集団) 36 (個別) 5~2月	2,233 414	2,181 388	—	0 0	37 21	15 5
乳 が ん (マンモグラフィ)	(集団) 42 (個別) 5~2月	3,036 299	2,889 212	—	0 33	147 54	0 0
肺 が ん (ヘリカルCTを含む)	45	4,893	4,736	—	0	157	0
大 腸 が ん (11・2月のキャンペーン含む)	50	5,924	5,465	—	0	459	0
1 歳 6 か 月 児	12	953	741	27	100	14	71
3 歳 児	12	981	698	57	94	86	46

(エ) 一日人間ドック

(平成27年度・単位：人)

性別	区分	受診者数	異常なし	経過観察	要医療	要精密検査
男		231	7	82	98	44
女		251	27	88	89	47
合 計		482	34	170	187	91

(オ) 健康教育

年度	成 人		乳 幼 児		両親学級		離 乳 食		食育教室		精神保健		計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
23	253	6,461	24	811	16	354	40	1,094	129	5,391	10	548	472	14,659
24	146	6,523	60	1,579	16	472	36	1,003	131	6,504	14	529	403	16,610
25	52	3,688	40	1,211	16	439	48	1,336	131	5,934	14	881	301	13,489
26	99	3,001	62	2,070	8	203	36	1,321	151	5,772	18	1,222	374	13,589
27	102	3,899	47	1,331	12	267	36	1,105	167	6,007	21	1,057	385	13,666

健康手帳交付数 504冊 (平成27年度)

対 象 者 健康増進法による40歳以上の男女で希望する方

交 付 方 法 各検診、教育、相談、申し出等により交付

(カ) 検診状況

女性の健康診査

(単位：人)

種別	受診者	異常なし	経過観察	要指導	要精密検査	要医療
23	436	265	0	133	20	18
24	384	244	0	109	14	17
25	332	205	1	102	9	15
26	379	220	2	128	16	13
27	336	201	0	113	14	8

骨粗鬆症検診

(単位：人)

種別	受診者	異常なし	経過観察	要精密検査	要医療
23	99	57	20	21	1
24	130	72	39	17	2
25	568	231	241	96	0
26	376	223	88	65	0
27	390	195	138	57	0

(キ) 食生活改善地区組織活動事業

種別 年度	食生活改善 講習会		推進員研修会		親と子の食生活 共同体験事業	
	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
23	236	4,253	26	765	16	387
24	238	4,001	26	751	7	178
25	225	3,704	30	747	6	158
26	234	3,845	42	775	4	121
27	214	3,647	24	665	5	143

(ク) 食生活改善推進員教育事業

年度	種別	クラス数	教育時間	修了者数
23		1	36	24
24		1	36	24
25		1	36	21
26		1	32	15
27		1	32	26

イ 予防業務

(ア) 予防接種実施状況

接種別	年 度			25			26			27		
				対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)	対象人数	接種延人数	率 (%)
B C G				1,032	894	86.6	979	978	99.9	985	995	101.0
四 種 混 合				4,190	3,396	81.1	4,090	3,834	93.7	4,130	4,007	97.0
三 種 混 合				—	1,036	—	—	282	—	—	5	—
二 種 混 合				1,168	423	36.2	1,199	894	74.6	1,073	723	67.4
急性灰白髄炎 (不活化ポリオワクチン)				—	1,462	—	—	624	—	—	185	—
日 本 脳 炎				4,365	4,323	99.0	4,366	4,130	94.6	4,233	3,684	87.0
麻しん・風しん (1期2期)				2,195	2,123	96.7	2,161	2,079	96.2	2,088	1,970	94.3
高齢者インフルエンザ				35,410	19,152	54.1	36,116	20,071	55.6	36,837	19,339	52.5
子宮頸がん予防 ワクチン				1,719	280	16.3	1,844	9	0.5	—	4	—
ヒブワクチン				4,104	4,789	116.7	4,104	4,049	98.7	4,064	3,921	96.5
小児用肺炎球菌 ワクチン				4,104	4,706	114.7	4,104	4,006	97.6	4,064	3,931	96.7
水痘ワクチン				—	—	—	2,100	1,933	92.0	2,650	2,083	78.6
高齢者用肺炎球菌 ワクチン				—	—	—	8,391	3,846	45.8	7,986	3,207	40.2

注1：対象延人数の算定方法は厚生労働省の方法による。

注2：BCG接種対象年齢が、生後6か月未満から平成25年4月1日より生後12月未満となる。

注3：四種混合(三種混合と不活化ポリオを合わせたワクチン)は、平成24年11月1日より接種開始。三種混合は四種混合に変更となる。

注4：急性灰白髄炎(ポリオ)は、生ポリワクチン(集団)接種が、平成24年5月末で終了し、平成24年9月1日より不活化ポリオワクチン(個別)接種に変更となる。

注5：日本脳炎は平成17年5月30日付け、勧告により差し控えていたが、1期 平成22年4月1日、2期 平成22年8月27日再開となる。平成23年5月20日より、接種機会を逃した者の特例対象者への接種可能となる。

注6：子宮頸がん予防ワクチン・ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種は、平成23年3月1日より行政措置予防接種として開始。(平成25年4月1日より定期の予防接種となる。) 子宮頸がん予防ワクチンは全国的不足により平成23年3月3日から平成23年6月10日まで接種困難となる。平成25年6月14日付け、ワクチン接種後の持続的疼痛とワクチンとの因果関係が明らかになるまで、積極的勧奨の差し控え勧告が出される。ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン接種後の死亡事例報告があり、平成23年3月5日から3月31日まで接種見合わせとなったが、平成23年4月1日より接種再開。

注7：水痘ワクチン・高齢者用肺炎球菌ワクチンは、平成26年10月1日より接種開始。

(イ) レントゲン検診実施状況

(平成27年度)

区 分	対 象 者	検 診 者	要精密検診
一 般	35,904 人	2,513 人	101 人

注1：一般市民の結核レントゲン検診対象者は、65歳以上

注2：根拠法の変更あり（平成19年4月1日付け、結核予防法の廃止に伴い感染症法に統合される。）

(3) 健康都市づくり事業



健康で明るい笑顔の都市づくり

少子高齢化や生活構造の変化に伴い、新たな健康感の創出が求められている今日、市民の一人ひとりが健康の大切さを認識し、新しい時代の市民的課題として健康都市づくりを積極的に推進する。

平成27年度事業実施状況

- 健康増進計画「第2次元気プラン新居浜21」の推進
- 健康都市づくり組織の充実強化
 - ・健康都市づくり推進協議会並びに委員会の開催
 - ・健康都市づくり推進員の育成研修会 13回 延べ559人
 - ・健康都市づくり推進員地区活動 477回 7,908人
 - ・健康ウォークの開催（6回 675人）
 - ・にいはま元気ポイント手帳の交付 1,452人
- にいはまげんき体操の普及（4,642人）
- ウォーキングマップ1・2・3、ぶらりにいはまの普及
- 食育推進計画の推進

(4) 休日診療・夜間診療

休日・夜間の救急診療は、内科・小児科について新居浜市医師会内科・小児科急患センターで、外科は在宅当番医により行っている。

ア 休日診療

実施年月	昭和49年3月
診療科目	内科・小児科 新居浜市医師会内科・小児科 急患センター 外科 在宅当番医
診療日	日曜日、祝日、12月31日、 1月2日・3日
診療時間	午前9時～午後5時
実施状況 (平成27年度)	内科・小児科（開設日数70日、 利用者数4,185人） 外科（開設日数70日、利用者数 960人）

イ 夜間診療

実施年月	平成2年4月
------	--------

診療科目	内科・小児科 新居浜市医師会内科・小児科 急患センター
診療日	毎日（日曜日、祝日、12月31日、 1月2日・3日を除く）
診療時間	午後8時～午後11時
実施状況 (平成27年度)	開設日数 296日 利用者数 3,023人

ウ 深夜(小児科)診療

実施年月	平成21年4月
診療科目	小児科 新居浜市医師会内科・小児科 急患センター
診療日	毎日（日曜日、祝日、12月31日、 1月2日・3日を除く）
診療時間	午後11時～翌朝6時 午後9時～翌朝6時(月・水・土曜日)
実施状況 (平成27年度)	開設日数 296日 利用者数 1,002人

8 国民健康保険

本市の国民健康保険事業は、昭和35年4月に発足し、給付割合の5割から7割への拡充、老人医療費支給制度、高額療養費支給制度の実施、その他各種保険給付の改善がなされ着実に発展してきた。しかし、医療費は、増嵩の一途を辿った。

急速に進む高齢化社会を踏まえて、老人医療を国民皆で公平に負担する制度として昭和58年2月に老人保健制度が創設され、昭和59年10月には、退職者医療制度が創設された。その後、逐次、国保財政の一層の安定化を図る制度改正が行われてきたが、平成12年度からは、介護保険制度の実施によって介護納付金が増え、また、少子高齢化が進み医療費が伸びる一方で、国民健康保険加入者の減少等により、保険料収入が減少するなど収支の改善は進まず、国保財政は、依然として厳しい状況にある。

このようなことから、平成20年度から後期高齢者医療制度等の医療制度改革が施行されたが、今後、さらに保険者、被保険者が一体となって、医療費の適正化、保健事業の推進、歳入確保のための努力等、健全な国保運営に一層努めていかななくてはならない。

(1) 被保険者の推移 (3.31 現在)

年度	全 市		国民健康保険		加 入 率	
	世帯数	人 口	世帯数	人 口	世帯数	人 口
	戸	人	戸	人	%	%
23	56,429	124,438	18,307	29,702	32.4	23.9
24	56,952	124,388	18,179	29,359	31.9	23.6
25	57,055	123,696	18,014	28,943	31.6	23.4
26	57,147	122,751	17,766	28,304	31.1	23.1
27	57,237	121,966	17,330	27,387	30.3	22.5

(2) 保険給付の状況

ア 給付内容

(ア) 療養の給付(現物給付)または療養費の支給(現金給付)

被保険者の疾病および負傷に関して給付の制限はなく(第三者行為による傷病は除く)、保険診療で定められたすべてについて給付する。

診 療

薬剤または治療材料の支給、処置、手術、その他の治療、病院または診療所への入院、移送
鍼・灸・マッサージ・柔道整復師の施術
(医師の同意のあるもののみ)

(エ) 高額療養費制度

(28.4.1 現在)

70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

適用区分	区 分 ※1	自己負担割合	自己負担限度額(3回目まで)	4回目以降 ※2
ア	旧ただし書所得 901万円超	3割 (未就学児は2割)	252,600円+(医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ	旧ただし書所得 600~901万円以下		167,400円+(医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ	旧ただし書所得 210~600万円以下		80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ	旧ただし書所得 210万円以下		57,600円	44,400円
オ	市民税非課税世帯		35,400円	24,600円

70歳~74歳未満の方の自己負担限度額(月額)

適用区分	自己負担割合	外来(個人単位)自己負担限度額	外来+入院(世帯単位)自己負担限度額
現役並み所得世帯 ※3	3割	44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降(※2) 44,400円)
市民税課税世帯	1~2割	12,000円	44,400円
市民税非課税世帯(低所得者Ⅱ)	1~2割	8,000円	24,600円
市民税非課税世帯(低所得者Ⅰ)		8,000円	15,000円

※1 旧ただし書所得：総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた額(区分については、世帯の加入者の旧ただし書所得の合計額で決定する)

※2 過去1年間に4回以上の高額療養費の対象となった場合の4回目以降の自己負担限度額

※3 現役並み所得世帯：70歳から74歳の国民健康保険被保険者のうち、前年中の市民税課税所得が145万円以上ある人がいる世帯

(イ) 給付の割合

一般被保険者 7割
退職被保険者等 7割
高齢受給者 7割~9割
未就学児 8割

(ウ) 入院中の食事代患者負担額

市民税課税世帯 1食 260円
⇒平成28年度~ 1食 360円
⇒平成30年度~ 1食 460円

※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者については260円に据置

※経過措置として、平成28年4月1日において既に1年を超えて精神病院に入院している場合は当分の間260円に据置

市民税非課税世帯の人 1食 210円

※市民税非課税世帯として減額認定証を交付された期間のうち、入院日数が過去1年間で90日を超える場合

入院91日以降 1食 160円

市民税非課税世帯で、世帯の所得が一定基準以下の70~74歳の方 1食 100円

イ 推 移

(単位：円)

区 分		25		26		27		
		件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	件 数	費 用 額	
療 給 養 の 付	診 療 費	322,446	9,498,885,019	324,339	9,381,170,405	316,721	9,459,004,327	
	薬 剤 支 給	143,446	1,842,995,618	145,597	1,853,566,511	142,179	1,972,159,557	
	計	465,892	11,341,880,637	469,936	11,234,736,916	458,900	11,431,163,884	
療 養 費 等	食事・生活療養	30		6		11		
	療 養 費	診 療 費	183	13,313,460	99	1,351,620	74	1,858,788
		そ の 他	8,595	76,234,300	9,377	77,498,121	8,808	73,336,944
		計	8,778	89,547,760	9,476	78,849,741	8,882	75,195,732
移 送 費	1	77,940	0	0	1	45,202		
療 養 諸 費 計		474,701	11,431,506,337	479,418	11,313,586,657	467,794	11,506,404,818	
高 額 療 養 費		19,463	1,180,000,802	19,912	1,138,827,449	22,798	1,255,625,695	
介 護 合 算 療 養 費		55	1,276,859	52	1,315,210	36	689,960	
そ 保 の 險 他 給 の 付	出 産 育 児 給 付	102	42,780,000	103	43,170,000	107	44,892,000	
	葬 祭 給 付	199	3,980,000	201	4,020,000	194	3,880,000	
	計	301	46,760,000	304	47,190,000	301	48,772,000	

療養の給付(診療費)状況

年度	件 数	日 数	費 用 額 (円)	受 診 率 (%)	1 件 当 り 日 数	1 件 当 り 費 用 額 (円)	1 人 当 たり 費 用 額 (円)
23	326,376	791,849	9,288,950,493	1,086.435	2.43	28,461	309,209
24	327,073	775,789	9,553,044,830	1,094.805	2.37	29,208	319,767
25	322,446	751,596	9,498,885,019	1,097.988	2.33	29,459	323,454
26	324,339	741,592	9,381,170,405	1,123.213	2.29	28,924	324,878
27	316,721	713,552	9,459,004,327	1,131.429	2.25	29,865	337,906

療養諸費の状況

(単位：円)

年度	費 用 額	保 険 者 負 担 金	一 部 負 担 金	他 法 負 担 金
23	11,139,755,910	8,140,749,106	2,430,595,332	568,411,472
24	11,394,431,946	8,320,842,046	2,486,730,114	586,859,786
25	11,431,506,337	8,350,411,588	2,495,940,336	585,154,413
26	11,313,586,657	8,276,174,369	2,455,432,566	581,979,722
27	11,506,404,818	8,425,229,343	2,529,159,596	552,015,879

高額療養費の状況

(単位：円)

年度	全 体	現 物 給 付 (再 掲)	70 歳 以 上 (再 掲)	未 就 学 児 (再 掲)	長 期 疾 病 (再 掲)
23	1,059,964,228	907,648,439	250,470,205	1,849,330	132,524,971
24	1,156,163,599	1,013,643,664	267,402,366	2,533,364	141,164,867
25	1,180,000,802	1,024,793,350	255,425,688	11,975,973	146,433,585
26	1,138,827,449	1,000,104,074	261,151,455	6,703,605	140,549,691
27	1,255,625,695	1,080,618,638	289,327,543	7,564,521	140,288,524

ウ はり・きゅう施術

本制度は、国民健康保険の被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師、きゅう師の免許を有する施術担当者を利用するもので、昭和40年6月1日発足、施術料は1術1,400円、2術1,500円である。

なお、個人負担額は施術料の3割となっている。

(3) 保険料

ア 保険料率（平成27年度）

〈医療分〉

所得割 100分の9.10
被保険者均等割 1人につき
2万3,400円
世帯別平等割 1世帯につき
1万7,700円

〈後期高齢者支援金等分〉

所得割 100分の2.50
被保険者均等割 1人につき6,600円
世帯別平等割 1世帯につき4,800円

〈介護分〉

所得割 100分の1.90
被保険者均等割 1人につき
6,600円
世帯別平等割 1世帯につき
3,600円

イ 賦課限度額

〈医療分〉52万円
〈後期高齢者支援金等分〉17万円
〈介護分〉16万円

ウ 徴収方法

納期は7月から翌年3月まで毎月の9回（7月に料額決定）で、徴収方法は、市内を13地区に分け、地区担当の徴収員が各世帯を訪問しての徴収と昭和63年度より口座振替制度による徴収を行っている。又、平成20年度からは65歳以上の方は年金から特別徴収を行っている。

（平成27年度）

徴収区分	訪問	口座振替	特別徴収 (年金天引き)	合計
件数 (世帯)	5,934	7,731	3,632	17,297
率 (%)	34.3	44.7	21.0	100

エ 収納状況

区 分		年 度				
		23	24	25	26	27
現 年 度	調定額 (円)	2,465,376,330	2,471,954,560	2,400,426,400	2,279,528,460	2,149,744,600
	収入済額 (円)	2,318,356,699	2,323,314,850	2,269,016,674	2,159,152,597	2,045,445,998
	収納率 (%)	94.04	93.99	94.53	94.72	95.15
滞 納 繰 越 分	調定額 (円)	300,026,854	295,795,988	281,658,870	266,425,405	242,446,465
	収入済額 (円)	93,739,927	96,079,652	90,769,232	85,276,291	89,510,390
	収納率 (%)	31.24	32.48	32.23	32.01	36.92
計	調定額 (円)	2,765,403,184	2,767,750,548	2,682,085,270	2,545,953,865	2,392,191,065
	収入済額 (円)	2,412,096,626	2,419,394,502	2,359,785,906	2,244,428,888	2,134,956,388
	収納率 (%)	87.22	87.41	87.98	88.16	89.25

(4) 国民健康保険事業特別会計の状況 (決算)

(歳入)

(単位：円)

区 分 \ 年 度	24	25	26	27
保 険 料	2,419,394,502	2,359,785,906	2,244,428,888	2,134,956,388
国 庫 支 出 金	2,982,666,398	3,131,997,498	3,203,417,043	3,274,018,080
県 支 出 金	597,373,579	613,853,659	606,929,564	581,242,882
療 養 給 付 費 交 付 金	1,070,693,109	869,689,216	737,168,410	581,707,059
前 期 高 齢 者 交 付 金	4,131,688,103	4,251,938,712	3,932,724,726	4,099,608,593
共 同 事 業 交 付 金	1,489,101,706	1,535,164,537	1,607,800,909	3,254,023,664
繰 入 金	1,113,364,023	1,097,093,332	1,287,167,052	1,551,510,313
市 債	—	—	—	—
そ の 他 の 収 入	35,151,884	33,323,014	33,917,789	46,553,960
繰 越 金	234,525,903	78,190,991	108,762,899	0
歳 入 合 計	14,073,959,207	13,971,036,865	13,762,317,280	15,523,620,939

(歳出)

(単位：円)

区 分 \ 年 度	24	25	26	27
総 務 費	209,552,392	210,372,860	219,164,548	220,071,160
保 険 給 付 費	9,595,330,443	9,638,190,515	9,521,603,859	9,802,301,605
老 人 保 健 拠 出 金	89,103	66,841	62,385	62,385
後 期 高 齢 者 支 援 金	1,534,321,996	1,612,809,081	1,547,825,689	1,535,229,256
前 期 高 齢 者 納 付 金	1,680,020	1,730,261	1,213,813	1,056,237
介 護 納 付 金	623,808,532	662,107,652	618,668,155	520,969,219
共 同 事 業 拠 出 金	1,455,104,879	1,404,058,182	1,487,227,973	3,140,901,933
保 健 事 業 費	90,918,592	97,630,211	100,511,305	99,696,633
基 金 積 立 金	234,738,324	78,396,689	109,088,183	269,645
公 債 費	50,000,000	50,000,000	50,000,000	50,000,000
そ の 他 の 支 出	200,223,935	106,911,674	106,951,370	153,062,866
予 備 費	0	0	0	0
歳 出 合 計	13,995,768,216	13,862,273,966	13,762,317,280	15,523,620,939

(5) 医療費適正化事業

市民生活の質の維持及び向上を確保しつつ、医療費が過度に増大しないようにするため、平成19年度より医療費適正化係を設置し、保険者として主体的に、健康づくりに取り組む体制を強化した。

市民(被保険者)の健康の保持増進を図り、結果として医療費の適正化及び保険者の財政基盤の安定化を図っていくことを目指して、効果・効率的に諸事業に取り組む。

ア 健康づくりへの取組み

- 特定健康診査 (H26年度受診率 28.2%)
- 特定健康診査結果説明会 (45回)
- 特定保健指導 (H26年度利用率 31.9%)
- 運動教室 (24回)
- 脳ドック検診 (126人)
- 健康づくりに関する普及啓発
- 糖尿病予防教室 (1コース:10回)
- 糖尿病予防講演会 (2回)

イ 医療費適正化への取組み

- 重複・頻回受診者への訪問指導
- 医療費通知 (年6回)
- 診療報酬明細書の点検調査
- ジェネリック医薬品使用推進
- ジェネリック医薬品差額通知 (年2回)

9 後期高齢者医療

老人保健法改正により、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行された。対象となる被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の障害認定を受けた者であり、県内の市町で構成される愛媛県後期高齢者医療広域連合が運営主体となる。広域連合と市町の事務分担は次のとおりとなっている。

ア 広域連合で行う事務

- 被保険者の資格の管理に関する事務
- 医療給付に関する事務
- 保険料の賦課・減免に関する事務
- 保健事業に関する事務
- その他後期高齢者医療制度施行に関する事務

イ 市町で行う事務

- 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 被保険者証及び資格証明書の引き渡し
- 被保険者証及び資格証明書の返還の受付
- 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引き渡し
- 保険料に関する申請の受付
- 保険料の徴収に関する事務等

(1) 被保険者数の推移

(3.31現在)

年 度	被保険者数
24	18,350 人
25	18,445 人
26	18,621 人
27	18,887 人

(2) 保険料

ア 保険料率 (平成28年度・29年度)

所得割 100分の9.16
被保険者均等割額 46,308円

イ 賦課限度額 57万円

ウ 徴収方法

(特別徴収)

原則として、年金額が年額18万円以上であり、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない被保険者が対象であり、年金天引きによる納付。納期は4・6・8・10・12・2月の年6回。

(普通徴収)

原則として、年金額が年額18万円未満、または、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える被保険者が対象であり、口座振替又は納付書により金融機関等で納付。納期は7月から翌年3月までの年9回。

※なお、被保険者からの申出により、特別徴収から普通徴収(口座振替)へ徴収方法の変更が可能。

保険料収納状況

区分 \ 年度	25	26	27
調 定 額 (円)	1,164,248,342	1,169,043,861	1,127,327,814
収入済額 (円)	1,159,414,601	1,162,284,567	1,116,689,032
収 納 率 (%)	99.58	99.42	99.05

* 滞納繰越分含む

(3) 後期高齢者医療対策費

ア 後期高齢者医療健診

後期高齢者医療制度被保険者の健診については、運営主体である広域連合の努力義務となっているが、広域連合から健康診査実施に係る事務の一部を市町が受託する。受託内容は次のとおり。

- ・健康診査の実施形態等の広報、問い合わせに関すること。
- ・健康診査の申し込みの受付及び受診券の交付に関すること。
- ・健康診査費用等の支払いに関すること。
- ・健康診査結果の受診者への通知に関すること。

イ 後期高齢者はり・きゅう施術助成

後期高齢者医療制度施行にあたり、広域連合として、はり・きゅう施術助成事業が行われなことから、市単独として、後期高齢者はり・きゅう施術助成を行う。助成内容は、市内に居住する後期高齢者医療制度被保険者を対象に、市長が指定する市内のはり師またはきゅう師の免許を有する施術担当者を利用する場合に、月15回を限度とし、施術料(1術1,400円・2術1,500円)の3割を被保険者が負担し、7割を市が施術担当者に支給する。

ウ 後期高齢者医療療養給付費負担金

後期高齢者医療給付に要する経費について、窓口の患者負担分を除き、医療給付費全体の12分の1を市町において負担する。

平成27年度負担金 1,346,995,592円

子どもは「未来の夢」「次代の希望」である。ところが、平成2年にわが国の合計特殊出生率が1.57という、いわゆる「1.57ショック」によって、少子化の認識が一般化した。以来、わが国の少子化は一段と進み、「1.29」と2年連続史上最低記録を更新しており、「少子化問題」は早急に取り組まなければならない最も重要な課題となっている。

本市では、こうした国の動向を踏まえ、「新居浜市児童育成計画」(平成13年10月策定)、「新居浜市母子保健計画」(平成14年5月策定)に基づき保育・児童健全育成の推進、母子保健サービスの充実など、すべての子どもが、いきいきと健やかに育つ家庭・地域づくりを推進している。

こうした中、国においては、少子化の流れを変えるため、これまでの少子化対策をさらに進め、平成14年9月に「少子化対策プラスワン」を発表し、それを受けて平成15年3月に「次世代育成支援対策に関する当面の取組方針」を策定した。

これを具体化するために、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成17年度から10年間、地方公共団体及び企業が集中的・計画的な取組を促進する「行動計画」の策定が義務付けられた。

そこで、本市においても、平成16年4月に福祉部に「子育て支援室」(平成17年3月廃止)を設置し、行動計画を策定するとともに、普及啓発セミナーの開催や取組事例集の作成などを行う子育て支援総合推進モデル市町村事業を実施し、子育て支援に関する相談・助言等を行う子育て支援総合コーディネート事業を開始した。

その後、平成19年度をもって、モデル事業としての同事業は廃止したが、引き続き、子育て支援担当課において相談・助言等を行うなど総合的な子育て支援を行っている。平成20年度(平成21年2月)には、次世代育成支援行動計画(後期)策定に向けて、子育て支援に関するニーズ調査及び分析を行った。平成21年度において女性の就業率の高まりを見据えた潜在的ニーズの把握を明らかにし、数値目標を設定した上で平成22年度から26年度までに実施する施策をまとめた後期計画の策定を行った。

平成24年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が可決、成立し、同年8月22日に公布された。

これに基づく「子ども・子育て支援新制度」は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に進める仕組みを導入し、消費税率の引上げによる財源によって、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目的としている。

本市では、国の基本指針で定める提供体制の確保等に関する基本的事項等を踏まえ、潜在ニーズも含めた地域での子ども・子育てに係るニーズを把握した上で、需要の見込量、提供体制確保の内容及びその実施時期等を盛り込んだ「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、平成25年度において「新居浜市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施した。

また、平成25年8月1日付けで条例設置した「新居浜市子ども・子育て会議」(委員15人)において審議を重ね、平成26年度には平成27年度から平成31年度までの5か年を期間とする「新居浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。この計画に基づいて、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとした。

平成27年4月1日より、子ども・子育て支援新制度が施行された。

(1) 地域子育て支援の充実

子育てサービス利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者または妊婦がその選択に基づき、教育・保育・保健他の子育て支援を円滑に利用できるよう、身近な場所で子育てコーディネーターを配置し、必要に応じた相談・助言等を行う。

- ・実施場所 子育てひろばラトル内(基本型)
- ・平成27年度実績 相談件数 1,068件

(2) 子育て支援対策

ア エンゼルヘルパー派遣事業

核家族化が進み、育児を手伝ってくれる人が身近にいないため、育児不安や育児の負担感を抱えたり、産後うつ等精神疾患を抱える母親が増えていることから、ヘルパーを派遣して家事・育児援助を行い育児の負担感や不安感の軽減を図っている。

- ・利用実績 (平成27年4月～平成28年3月末)
 - 登録者数 31名
 - 利用者数 19名(平成26年度登録者6名含む)
 - 利用延時間数 82時間

イ 子育て用品リユース・リース補助事業

(対象の子育て用品…ベビーベッド、ベビーカー、チャイルドシート)

- ①リユース…不要となった子育て用品で再利用可能なものを回収し、必要としている子育て家庭に提供している。

・リユース実績

(平成27年4月開始～平成28年3月末)

対象用品	引取数	引渡数
ベビーベッド	3	3
ベビーカー	7	6
チャイルドシート	7	8
計	17	17

- ②リース…子育て用品のレンタル品を利用する方に、リース料金の半額を助成している。(上限あり)

・申請者数 7名

(平成27年4月開始～平成28年3月末)

ウ 子育て家庭応援券交付事業

多子世帯の経済的負担の軽減と出生率の向上を図るため、「子育て家庭応援券(商品券)」の取扱店舗を募集し、対象の子ども1人につき3万円分の子育て家庭応援券を交付する。

- ・対象者 第1子が18歳以下の家庭で第3子以降の未就学児
- ・平成27年度交付者数 1,057人

エ 子育て応援パスポート事業

子育て世帯の応援に協賛する店舗を募集し、提示することで店舗独自のサービスを受けることのできる「子育て応援パスポート」を対象世帯に交付することにより、子育ての不安感や負担感の軽減を図る。

- ・対象者 妊婦または15歳以下の子どもがいる世帯
- ・平成27年度交付数 3,547世帯

11 福祉のまちづくり

(1) 新居浜市みんなでつくる福祉のまちづくり条例

生涯にわたりすべての市民の基本的人権が尊重され、健康で安心して暮らし、自由に社会参加できることが保障される社会の実現に向け、市、市民及び事業者が相互に連携、協働することにより、住みやすかつ住み続けたいと思えるような人にやさしい福祉のまちづくりを総合的に推進していくことを目的に、福祉のまちづくり条例が制定され、平成15年4月から施行された。

(2) 新居浜市地域福祉推進計画

福祉のまちづくり条例の理念を具現化するための基本施策と行動項目をまとめた「新居浜市地域福祉計画(第一次)」を平成17年4月に策定した。

「新居浜市地域福祉計画(第一次)」の計画期間は平成22年度までとなっていたため、第五次新居浜市長期総合計画の期間と連動させ、平成23年度から平成32年度までを計画期間とした「新居浜市地域福祉計画2011(第二次)」を平成23年3月に策定した。

今回の計画では、地域で生活するすべての人が、人とのつながりを大切にすることにより、人とまちがやさしくなり、その結果として暮らしやすく、いつまでも住み続けたいと思えることがあるべき福祉のまちづくりの姿と考え、「人がやさしい まちがやさしい 笑顔輝くにいはま」を計画の基本理念とした。

また、まちの将来像を「市民の笑顔が輝くまちとなるために、子どもを産み育てる環境づくりや地域が一体となった支え合い、助け合いのシステムづくり、防災・防犯対策等により、すべての市民の生命が守られ、子どもから高齢者までだれもが安全で安心して生活ができ、住んでよかったと心から思えるまち」とし、【健康・長寿】【安心・安全】【交流・ふれあい】【自立・生きがい】を基本方針の柱とし、地域の生活課題の解決を図る上で、「自助・共助・公助」と「圏域」という視点を重視し、施策の推進を図ることとした。